

平成25年 第7回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成25年7月19日(金) 午後2時00分開会

午後4時00分閉会

開催場所 摂津市役所 本館301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
32	「摂津市図書館等協議会委員委嘱の件」	承認
33	「平成26年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書、平成26年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		学校教育課長代理	野本憲宏
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	こども教育課長代理	橋本登喜子
委員	齊藤公男	学校教育課長	岡部寿子	生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	児童相談課長	谷田学	兼安威川公民館長	辻稔秀
教育長	箸尾谷知也	こども教育課長	小林寿弘	文化スポーツ課長代理	飯野祐介
		文化スポーツ課長	日垣智之	総務課長代理	鈴木誠
教育総務部長	山本和憲	生涯学習課長	柳瀬哲宏	総務課総務係員	関本敏晴
次世代育成部長	登阪弘	総務課長	岩見賢一郎	総務課総務係員	坂本裕子
生涯学習部長	宮部善隆	子育て支援課長	木下伸記		
		子育て支援課参事	中村実彦		

委員長	<p>ただいまより、平成25年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元職務代理ですので、宜しくお願いします。</p> <p>それでは、議案第32号「摂津市図書館等協議会委員委嘱の件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>議案第32号「摂津市図書館等協議会委員委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【以下、議案書により説明】</p>
委員長	<p>以上で説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
委員長職務代理者	<p>協議会委員に選出された人物については結構かと思います。ただ、新任委員のうち河崎氏の履歴書についてはかなり詳細まで記載されていますが、他の2名については簡易な履歴書、職務経歴になっています。この違いについてご説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>3名のうち、稲垣氏、永田氏の履歴書に関しましては、ご本人様よりの申告に基づいて作成させていただきました。河崎校長の履歴書に関しましては、学校教育課でございます、職務経歴を基に作成しておりますので、詳細なものとなっております。</p>
委員長職務代理者	<p>そこまで詳細な履歴書が必要なのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>こちらの履歴書は河崎校長にご覧いただきまして、ご了承いただいた上で作成しておりますが、必要性については検討が必要かと思えます。</p>
委員長	<p>選考において過去の経歴は関係ないということですのでよろしいのでしょうか。メンバーの年齢構成をみると50代～60代の方が多いのですが、子育て支援に関わっていらっしゃる方もありますので、そういった方に委嘱するという点は良いと思います。</p>

山手委員	私も委員長と同様の感想を持っております。それぞれの方については、存じ上げている方もいらっしゃると思います。ただ、欲を言えば、もう少しお若い方もいらっしゃればさらに良いように感想を持ちました。
委員長	<p>他にご意見がございませんので、議案32号「摂津市図書館等協議会委員委嘱の件」については、承認といたします。</p> <p>続きまして、議案第33号「平成26年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書、平成26年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」について、学校教育課より説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	【以下、議案書により説明】
委員長	<p>説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>特にございませんので、議案第33号「平成26年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書、平成26年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」は承認といたします</p> <p>次に、4. 報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課より説明をお願いします。</p>
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]
委員長	<p>この件について、何か質問はございますでしょうか。</p> <p>特にございませんので、次に進みます。</p> <p>（2）「職種任用替試験」に伴う影響について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[「職種任用替試験」に伴う影響について説明]
委員長	<p>この件について、何かご質問はございますでしょうか。</p> <p>では、私からの質問ですが、職種任用替試験があり、調理員の人</p>

数が減少したため、業務委託を行うという流れなのでしょうか。それとも実際は逆ということはないのでしょうか。

総務課長

市の方針といたしまして、現業職の退職者については不補充ということとなっております。退職者は1名でございますが、一昨年より職種替えの試験を行っておりまして、受験者自らのエントリーにより受験し、職種を変更されております。

昨年は給食調理員が事務職員または保育士に職種変更されましたが、その分の給食調理員の補充も行わないということで進めております。今年度も3名の合格者と1名の退職者がございますが不補充のため、委託を進めて参りたいと考えております。

委員長

よろしいでしょうか。それでは続きまして、(3)南千里丘地区における保育所運営法人の選考結果について、子育て支援課から説明をお願いいたします。

子育て支援課長

[(3)南千里丘地区における保育所運営法人の選考結果について説明]

委員長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

山手委員

園庭の件について非常に気になっているのですが、説明の中にありましたテラスデッキについては、どのようなものにするのか具体的な案が既にあるのでしょうか。それともアイデアとして出ている段階なのでしょうか。

子育て支援課長

法人のご意向としましては、可能な限り土や緑に触れられるような環境を実現させたいとのことです。

ただ、技術的に可能かどうかも含めて今後協議していきたいと思っております。

山手委員

自然に触れ合うということは、ある程度土のある庭に近いかなのかと思いましたがけれども、どこまで可能なのかという点においてはまだ検証されていない段階なのでしょうか。あくまでアイデア

	ということなのでしょう。
子育支援課長	今後設計担当業者と協議しながら、決定していくこととなります。
山手委員	できるだけ自然に触れられるような環境でという提案に沿ったものができるように期待しています。
委員長	保育所ができることは良いことなのですが、市として、教育委員会として、何か協力できることがあればしていくという方向なのですね。
子育て支援課長	そういった方向で考えております。
委員長	続きまして、(4) 教育委員会所管施設における指定管理者公募要項について、こども教育課から順次説明をお願いいたします。
こども教育課長	[第1 児童センター指定管理者募集要項について説明]
文化スポーツ課長	[摂津市立体育施設指定管理者募集要項 概要について説明] [温水プール指定管理者募集要項 概要について説明]
委員長	説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。 温水プールは利用料金制を採用しますが、体育館は利用料金制にしないということでしょうか。性質が全く異なるものということによろしいのでしょうか。
文化スポーツ課長	はい。そうでございます。
委員長	体育館は申し込みが多数あり、予約が埋まっている状況でしょうか。それともまだまだ空きはあるのでしょうか。
文化スポーツ課長	体育館はかなり予約で埋まっている状況です。

委員長職務代理者	児童センターの件ですが、移動する第1児童センターと記載されていますが、貸出しや要望のある地域に職員が出向いてということですが、子ども会や地域の催し等に出向くということなのでしょうか。
こども教育課長	特に現在は学童保育室にけん玉指導に行かれることも増えております。
委員長	子ども会等でなくても、サークル等が希望されれば、おもちゃ等の無料での貸出しは可能なのでしょうか。その場合は自ら受け取りに行かなければならないのでしょうか？ 利用者が、摂津小学校、三宅柳田小学校の子どもたちに限定されやすいと思うのですが、児童センターの有無は子どもの遊び場がかなり違ってきますので、費用面の問題もあるとは思いますが、第1児童センターという名前がついておりますので、将来的には是非、第2第3も設立していただければ良いと思います。
山手委員	それにプラスしての要望ですが、今回のことのみではなく、さまざまな市の催し物がどうしても市の中心となる安威川以北になるため、鳥飼地区、別府地区、味生地区等は、他の催し物でも行き辛いということがあります。逆に今後は以北とは異なる地域での催しをしていただけないかという声も多くありますので、今後はそういったことも考慮していただきますようよろしくお願いいたします。
委員長	続きまして（5）平成25年度6月までの問題行動件数等について、児童相談課から説明をお願いいたします。
児童相談課長	[（5）平成25年度6月までの問題行動等件数について説明]
委員長	説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。
齊藤委員	B中学校の事案において、C教諭とは、B教諭と同じクラスに配置されている教諭のことでしょうか。

児童相談課長	C教諭はB教諭とAがもみ合いになっているところに、偶然通りかかった教諭であり、B教諭と同じクラスに配置されているのではありません。
齊藤委員	中学校における対教師暴力行為の報告件数は昨年度11件でしたが、今年度は既に9件です。その内訳をみますと、B中学校で6件、同じ生徒が2件に関係しています。これまでに教育委員会としてB中学校ではどのような取り組みがなされているのでしょうか。
児童相談課長	問題行動や対教師暴力について、B中学校の報告件数がかなり多いということですが、今回につきましては3年生の事案で、前回までは2年生の方が非常に多かったということでございます。 教育委員会としても、学校をしっかりと支援していきたいと思っておりますので、学校サポートチームとして、大阪府教育委員会が取り組んでいるスクールロイヤーや、あるいは市が派遣しているスクールソーシャルワーカー等の外部人材、そして学生ボランティア等を派遣するという事で、学校をサポートしていきたいということで、この7月の初旬にも弁護士等を交えてケース会議を実際に行いました。個別の子どもたちのことを学校で詳細に見立てを行い、今後の支援について協議を行っているところでございます。実は本日もケース会議を学校で行っておるということも聞いておまして、可能な限り支援をしていきたいと思っております。
齊藤委員	学校、先生方へのきめ細やかな支援をお願いします。
委員長	前回の会議で7月2日に行うとおっしゃっていましたが、少し方向性が見えてきたということでしょうか。
児童相談課長	なかなか一度の会議では方向性を見出すところまでは難しいです。今後も継続してケース会議を実施していきたいと思っております。
委員長職務代理者	ケース会議には事務局の職員はどなたが参加されているのですか。

児童相談課長	<p>前回の7月2日のケース会議には、教育長、部長、次長、教育センターの指導主事が出席しておりました。8月末に2回目を考えておりますが、可能な限り同様のメンバーで参加したいと考えています。</p>
委員長職務代理者	<p>前回のケース会議では具体的な改善案等は出たのでしょうか。</p>
児童相談課長	<p>現状を共有するという点に重点をおいて会議をいたしましたので、夏季休業中の期間を利用して、個別の子どもについての見立てを学校で行いながら、それを集約して方向性を検討していき、2学期以降に活かしていこうと考えております。</p>
委員長職務代理者	<p>これから夏休みに入りますが、その間に子どもたちは非常に変化をしたいと思います。例えばB中学校の生徒等に対して、学校や教育委員会事務局から、生徒との関係が途切れないようにコンタクトを取る等何か検討しておられますか。</p>
児童相談課長	<p>この会議以外に、各学校の生徒指導会議にも毎回出席させていただいており、休み期間中にも十分注意をしておくような指示をしております。また、必要であれば、家庭訪問を行う、保護者と連絡を取る等を行うことになっております。</p>
教育長	<p>私も出席しました7月2日の会議ですが、当該2年生の教員全員と、1年生、3年生の学年主任、各学年の生徒指導担当、養護教諭、学校の指導主事、校長及び教頭というように、学校からはかなりの人数の方に出席いただきました。</p> <p>児童相談課長から説明がございましたように、まず現状について、各学校の2年生担当の先生全員にご発言いただきまして、ご報告いただきました。その後、1年生、3年生担当の先生方からも、2年生の状況について感じておられることを発言いただきました。</p> <p>2時間ほどの会議でございましたが、情報共有を主たる目的とした会議でした。弁護士からアドバイスいただきましたのが、対象となる十数名の生徒について、家庭環境や課題が異なりますので、一人一人について、課題や方向性を検討するケース会議の場を設ける</p>

必要があるのではないかということでした。

夏休み期間を利用した、スクールソーシャルワーカーを中心に、一人一人の子どもへの今後の対応について、現在学校内部でご議論いただいております。

教育委員会としましては、教員ではないですが、サポーター的な方の人員の派遣を考えておりますので、2学期からその方をどのように活用するのかという案を練るように学校側にお願いしております。その点も含め、2学期が始まる直前の8月末に、2回目のケース会議を開催し、それぞれの子どもたちへの対応の方向性、あるいは教育委員会が派遣する人材の活用法、2学期以降の取組み等について把握していきたいと思っております。

委員長

先週、第三中学校でPTA主催の夏季懇談会というものがございまして、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをお招きしてお話を伺う機会がございました。

これまでスクールソーシャルワーカーについて漠然としたイメージしかなかったのですが、非常によくわかりました。保護者を対象として、このような支援体制があるということを伝える機会を設ける必要があるのではないかと思います。

教育長

学校も既に保護者に対する説明会も実施しておりますが、2学期からより一層真剣に取り組んでいくという意思表示をするためにも、スクールソーシャルワーカーや人員の活用等も含めて、何らかのかたちで説明会等をしていただけたら良いと思っております。

委員長

(6) 各課事業日程報告について、総務課から説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明あり]

委員長

説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。

では、続いて5. その他に入ります。(1) 平成25年度教育委員学校園所訪問について、学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長 [平成25年度教育委員学校園所訪問について説明あり]

委員長 前回、委員の皆様にご感想を伺いましたが、今回訪問できなかつたところについて、再度秋に訪問するということでしたでしょうか。

教育長 例年は半分ずつ訪問し、2年で全てを訪問し終えるサイクルのようですが、委員の皆さまいかがでしょうか。私といたしましては、可能であれば訪問していただきたいと思います。

委員長 私も訪問の必要があると思います。

教育長 今年は私もですが初めての委員さんもいらっしゃいますので、秋に未訪問のところを訪問し、これを前例とせず、来年度は再度検討させていただくこととして、秋に再度お願いできますでしょうか。

委員長 秋は運動会等もございまして日程調整が難しいとは思いますが、行いたいと思います。

教育長 学校側としては可能ですか。

学校教育課長 はい。可能でございます。

委員長 ではよろしく願いいたします。

委員長職務代理者 その際には、校長や教頭だけでなく、可能であれば校内のことをよくわかっておられる校務員の方々にも出席していただくと、また違ったお話が伺えるのではないかと思います。

委員長 そうですね。校長とはまた異なる視点でのお話が伺えると思います。よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の案件はすべて終了いたしました。
本日も続いて第2部を行いますので暫時休憩といたします。

[暫時休憩]

委員長

それでは、再開いたします。

教育長

資料を2部ご用意させていただいております、1つはいじめに関するもの、もう1つは体罰に関するものです。

まずはいじめについてですが、いじめ防止対策推進法が公布されましたので、資料をご覧いただきながら簡単にご説明させていただきます。

2つ目は、運動部活動での指導のガイドラインという体罰に関するものが、この5月に文部科学省から出されましたので、これにつきましてもご説明させていただきます。

では、いじめに関することから始めさせていただきます。

児童相談課長

[いじめ防止対策推進法について説明]

委員長

説明が終わりましたが、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。対策委員会等、既に行われているものもごさいますが、今回の法成立により、新たに課された義務はどのようなものがあるのか教えていただけますでしょうか。

児童相談課長

保護者の責務等につきましては初めて言及されました。例えば相談対策等も従前から各学校で行われているものと、いじめ発見のためのアンケート調査等、これまでも行ってきたものがかなりたくさんございます。人材確保につきましても、本市におきましては、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置していますし、すべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置する等、他市以上に以前から実施している部分もございます。

ただ、この辺りのことが法律で明記されましたので、複数の教職員、心理、福祉等の専門家で構成される組織等、組織自体は以前から学校にいじめ・不登校対策委員会を設置しておりますが、そこにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門職が加わるということが明記されているのも初めてでございます。

ただ、本市としては以前から行っておりますので、これに沿ったかたちで運営されています。このような辺りが新たに明記された部分でございます。

委員長 今回成立した法の中で、本市が行っていないことはあるのでしょうか。

教育長 今回成立した法の総則第1章にインターネットを通じて行われるものも含むと記載されていますが、これについての対策は行われているのでしょうか。今後市として考えていかなければならない部分なのでしょうか。

児童相談課長 研修、その他啓発活動等しか行えていないのが現状ですので、今後の対策等を検討していく必要はあると考えております。

委員長 携帯電話によるトラブル等は、保護者を対象とした研修が中学校ではあったのですが、内容が少し古くなっているように思いました。日々どんどん進化していくものですので、内容も再検討が必要かと思えます。

教育長 今回の名古屋の件でも、子どもたちの間でも広がっているラインというものを介してのトラブルでしたし、現在捜査中である広島での殺人事件についても、携帯電話のメールでのやり取りを介してのトラブルが原因の事件です。この辺りについては大人があまり使用しないものもありますが、どう指導していくかが課題だと思っております。

委員長職務代理者 数か月前のことですが、ライン上で悪口を記載されたことが原因のトラブルが本市でもありましたが、市内でもそういった媒体の使用方法についてもっと徹底して指導を行わなければならない状況になってきているように思えます。

教育長 一時期流行していた学校裏サイトのようなものについては、サイバーパトロール的なものを民間団体等にチェックしていただいて

いる自治体もございまして、一定の対策は進んでいました。しかし、ラインやメールというのは個人情報との関係もありますので、なかなか難しいところもあるのかと思います。現段階で学校ができることといえば、危険なことに対する啓発くらいではないかと思えます。

委員長 子どもたちの間で連絡手段としてラインが主流になっているということも聞きますので、ラインの使用方法に関する指導のようなことも必要なのかもしれない。

教育長 難しいのは、ラインの利用方法を学校側が指導するとなると、ラインの利用を推奨しているような感じもいたしますし、実際には、携帯電話やスマートフォンを持っていない子どももおります。

委員長職務代理者 実際にどのくらいの割合で子どもたちが利用しているのかは、学校側は全くわからないということでしょうか。

委員長 第三中学校ではアンケートをとっていたように思います。

教育長 携帯電話やスマートフォンの所有率は学校では把握しているのでしょうか。

委員長 学校ではアンケートをとっていたようにお聞きしています。

教育長 原則として、学校には持ち込み禁止にはしているのですが、塾通い等もあって、保護者の方が子どもに所持させていることも多いです。

また、第4章の重大事態への対処については、重大事態が発生した場合に、調査の上地方公共団体の長へ報告しなければならないという記載がございしますが、これは今回新たにできたものです。重大事態の定義も記載されていますが、重大事態の説明に、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の精神及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と記載されていますが、重大事態の説明において重大という文言を記載すると説明になっていないよ

うな気もいたします。教科書に落書きをされたり、物を隠されたりすることも財産の被害ともいえますし、何が重大であるのかという線引きもなかなか難しいように思います。

委員長

金銭を盗られるといったこともあるのでしょうか。

教育長

例としては、金銭を持ってくるよう要求するというようなことは、これまでのいじめの事例にもございました。そのために子どもが親のお金を盗ってしまうということもありました。

委員長

本市の現状はどうなのでしょう。毎月いじめの報告は挙がってきていますが、重大ないじめの報告は挙がっていますでしょうか。

児童相談課長

どこで線引きをして重大な事態と判断するのかという点が非常に難しいように思います。認知しました事象については委員会に報告させていただいておりますので、報告の中でございますように、現在本市で起こっている件につきましては、なんらかのかたちで指導し、一定の関係修復や保護者からも被害者側に謝罪していただくこと等で留まっております。そういった点から考えますと、まだ重大事態とまではいっていないのかと考えております。ただ、何をもって重大事態とするのかという点はあいまいな部分もございますので、今後、文部科学省から大阪府教育委員会を通じてさまざまなことが示されてくるのではないかと思います。

今年度に入りまして、警察に報告すべき重大ないじめのケースについての文部科学省の通知もございましたので、ケースの例示等も今年はお出してくるのではないかと考えております。

委員長

いじめが原因で不登校になったケースの報告は挙がっていないのでしょうか。

児童相談課長

学校の欠席のきっかけがいじめであるというケースは非常に少ないです。いじめというよりも、人間関係のトラブルが続いたというケースはございますけれども、いじめが原因での不登校であると明確にいえる報告はございません。人間関係のトラブルが、本人が

配付済みですが、教育委員会としましても、このような指導を行っております。

委員長

実際には本市での最近の体罰の報告はないのでしょうか。

児童相談課長

ございません。

委員長職務代理者

部活動は顧問の先生方も勝たせたいという思いをお持ちなので、熱が入ることで、つついパワーハラスメントに近いことは、比較的起る可能性があると思いますので、十分に気をつけていただきたいと思います。

齊藤委員

このガイドラインは、運動部活動に限られたものでしょうか。例えば吹奏楽部のようにコンクールに出場し、他校と競う場合等、運動部と同様のことが生じる可能性もあるのではないのでしょうか。

委員長

その辺りはどうでしょうか。吹奏楽部なんかは内容としては運動部に近いチーム活動といえるように思いますが、このガイドラインは運動部以外の顧問の先生方にも配付されているのでしょうか。

教育長

各学校に4冊ずつの配付ということですので、先程ご意見にもありましたように、運動部以外の部活動の顧問の先生方も含めて、このガイドラインを利用した研修なんかが必要なようにも思います。

次世代育成部次長兼
教育センター所長

2月14日に行いました管理職と部活動の担当者に対する体罰防止研修では、運動部だけに限らず、コンクール等も含めて、勝利至上主義に陥らないようにという話はしております。それを受けて学校でも指導願いただいたと思います。また、ガイドラインの冊数は少ないですけれども、全ての部活動で同様に活用していただきたいと思っております。

教育長

チームプレイ等多人数で行う部活動になってくると、部としての目標というものが必要になってきます。それがやはり運動部でしたら試合に勝つことを子どもたち自らも目標としますから、その辺りの兼ね合いはなかなか難しいように思います。

あまりにも勝つことに偏ってしまって、パワーハラスメントになってしまっはいけないのですが、勝利を目標としてはいけないともいえないです。また先生方にとっても部活動は業務としても微妙な位置づけでもありますし、その辺りにも留意しながら先生方にもお考えいただく必要があります。

委員長

本市は特に部活動の加入率が高いと聞きましたが。

次世代育成部次長兼
教育センター所長

他市との比較はできておりませんが、9割近い生徒が部活動をしています。

委員長

子どもたちにとって部活動というものは、学校生活において非常にウェイトの大きいものだと思いますので、良い方向に向かって欲しいと思います。

では、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、第7回教育委員会定例会を終了します。皆様長時間にわたりご苦勞様でした。